

2026年4月23日 全6頁

有価証券報告書と事業報告等が一本化される

総会前開示の促進にどの程度つながるのか、中間試案から読み解く

金融調査部 研究員 藤野 大輝

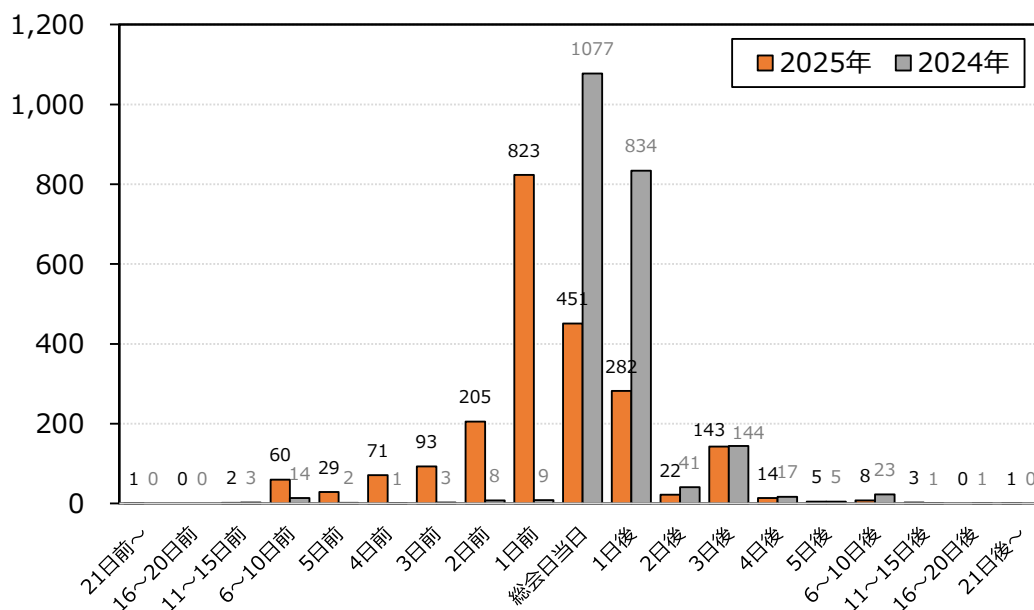
[要約]

- 2026年4月2日に「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案」（以下、中間試案）が公表された（5月22日まで意見募集）。
- 中間試案では、電子提供措置開始日（株主総会日の3週間前の日または招集通知を発した日のいずれかの早い日）までに事業報告等の内容を含む有価証券報告書を提出した場合は会社法上の事業報告等の作成を不要とする、有価証券報告書と事業報告等の「一本化」に関する規律を設けることとされた。一本化をする場合には、金融商品取引法に基づく会計監査のみが求められ、会社法に基づく会計監査が不要となる。
- 一本化が実現することで会計監査の一元化など制度上の取り扱いのシンプル化が見込まれるが、企業が一本化の制度を利用するためには株主総会の3週間以上前に有価証券報告書を提出する必要がある。有価証券報告書と事業報告等の記載事項の整理がポイントと考えられる。

1. はじめに

2025年3月に加藤金融担当大臣（当時）が「（前略）今年から、まずは有価証券報告書を株主総会の前日ないし数日前に提出することをご検討いただくようお願いいたします。（後略）」と、**総会前開示**に関する要請を行った¹。これを受け、東京証券取引所に上場する3月期決算会社の多くが2025年の株主総会前日までに有価証券報告書を提出した（図表1）²。

図表1 株主総会開催日から有価証券報告書提出までの日数（社数）



（注）東証上場会社のうち、7月1日までに有価証券報告書を提出した会社を対象に、2024年は2,183社、2025年は2,213社について集計。

（出所）EDINET 閲覧サイト、日本取引所グループ「3月期決算会社株主総会情報（定時株主総会調査結果）」および東証上場会社情報サービスより大和総研作成

しかし、株主総会の前日や数日前の有価証券報告書の開示はあまり効果がないと評価されている。総会前開示が求められる背景には、株主総会における議決権行使にあたって、株主が豊富な情報を含む有価証券報告書を事前に読むことができる環境を整備すべきという考えがある。有価証券報告書が株主総会の前日や数日前に開示されたとしても、株主がその内容を十分に読みこんで議決権行使に反映することはできないだろう。[日本経済団体連合会（以下、経団連）『有価証券報告書の株主総会前開示』アンケート結果（2025年7月15日）](#)によると、総会前開示に取り組んだ企業からは、投資家から「大した反応はなかった」（87.6%）という回答が多かった。投資家からは**株主総会の3週間前に有価証券報告書を開示する**ことが有用という声が見られ、加藤金融担当大臣（当時）の要請（脚注1文書）においても「有価証券報告書の提出は、本来、株主総会の3週間以上前に行うことが最も望ましい」とあった。

¹ <https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250328-2/20250328-2.html>

² 総会前開示の状況や課題について、詳しくは藤野大輝、矢田歌菜絵「[総会前開示の進展と今後求められる取り組み](#)」（2025年7月15日、大和総研レポート）を参照。

2. 有価証券報告書と事業報告等の一本化が見込まれる

こうした中、2026年4月2日に「[会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案](#)」（以下、中間試案）が公表された（5月22日まで意見募集）。中間試案では、総会前開示に関連して、図表2の規律を設けることとされた。

図表2 中間試案における有価証券報告書と事業報告等の一本化に関する規律

- 1 上場会社が電子提供措置開始日までに事業報告等（計算書類及び事業報告並びに連結計算書類をいう。以下同じ。）の開示事項の全てを記載した有価証券報告書を提出した場合には、事業報告等を作成することを要しない。
- 2 会計監査人が1の有価証券報告書について金商法に基づく監査をした場合には、会社法に基づく会計監査人の監査をしたものとみなす。

（注）1の見直しをする場合には、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、事業報告等に関する会社法の規定（2の規定を除く。）を適用することを想定している。

（出所）法務省 法制審議会 会社法制（株式・株主総会等関係）部会『「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案（2026年3月18日）」の取りまとめ』（2026年4月2日）

総会前開示、特に株主総会の3週間前に有価証券報告書を開示するにあたっては企業負担の大きさが課題となる。企業負担の一つとして、「金融商品取引法上の有価証券報告書」と「会社法上の事業報告等」という重複がある二種類の書類を提出しなければならないという点が挙げられる。これは、一つの書類で開示を行っている欧米とは異なる。

現行法では、提出会社が株主総会資料の電子提供措置開始日（株主総会日の3週間前の日または招集通知を発した日のいずれかの早い日）までに、有価証券報告書と事業報告等を一体の書類としてEDINETにより開示（＝「一体開示」）した場合、株主総会資料のウェブサイト掲載は不要とする特例（EDINET特例）が設けられている。しかし、足元においてEDINET特例を用いている会社は見られない。

中間試案で示されている内容（前掲図表2）は、一体開示からさらに一步踏み込んで、電子提供措置開始日までに事業報告等の内容を含む有価証券報告書を提出した場合、会社法上の事業報告等の作成自体を不要とする、有価証券報告書と事業報告等の「一本化」である。

一体開示と一本化にはどのような違いがあるだろうか（図表3）。まず、一体開示では有価証券報告書と事業報告等を一体の書類として提出する必要があるが、一本化では有価証券報告書のみを提出すれば良い。ただし、一本化で提出する有価証券報告書には事業報告等の開示事項全てを記載しなければならないため、一体開示と一本化の間で記載事項は変わらない。また、提出期限はいずれも電子提供措置開始日である。

図表3 有価証券報告書と事業報告等の「一体開示」と「一本化」

	EDINET 特例 (一体開示)	中間試案 (一本化)
提出書類	有価証券報告書 兼 事業報告等	有価証券報告書
記載事項	有価証券報告書の記載事項＋事業報告等の記載事項	
提出期限	電子提供措置開始日 (総会3週間前の日または招集通知を發した日のいずれかの早い日)	
会計監査	会社法上の会計監査と 金融商品取引法上の会計監査	金融商品取引法上の会計監査のみ (注1)
監査役監査(注2)	必要	

(注1) 会社法上の会計監査人でない者が金融商品取引法上の監査証明をしても会社法上の監査をしたものとみなすことはできないとされている。

(注2) 監査等委員会設置会社にあつては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあつては監査委員会の監査。

(出所) 法務省 法制審議会 会社法制(株式・株主総会等関係)部会『『会社法制(株式・株主総会等関係)の見直しに関する中間試案(2026年3月18日)』の取りまとめ』(2026年4月2日)、法令より大和総研作成

記載事項や提出期限が同じであるため、一見すると企業負担に変化はないように思われる。しかし、一本化をする場合には、一体開示とは違い、有価証券報告書について金融商品取引法に基づく会計監査のみが求められ、会社法に基づく会計監査は不要となる。会計監査の一元化によって、監査対応の負担軽減、監査意見の統一などが見込まれる。

なお、監査役監査については従来通りと考えられる点には注意が必要である。前掲図表2の注にある通り、有価証券報告書のうちの事業報告等の開示事項に相当する部分について、会計監査以外は現行の会社法の規定を適用することが想定されている。

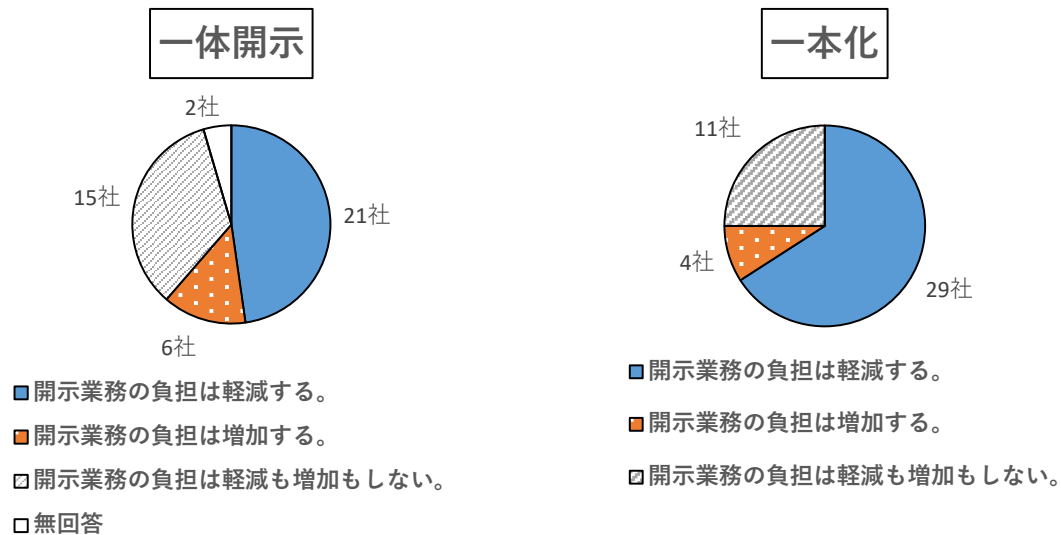
3. 一本化による影響の考察

有価証券報告書と事業報告等の一本化によって、更なる総会前開示の促進につながるのか、その効果を考察する。まず、経団連が企業に対して行ったアンケートでは、一体開示と一本化のそれぞれで開示業務の負担が軽減するか否かを問うていた(図表4)。一体開示では「軽減する」(21社)という回答数に対して、「増加する」(6社)、「軽減も増加もしない」(15社)という回答の合計数は同じであった。一方、一本化の場合は「軽減する」(29社)という回答が多く、一本化の方がより業務負担の軽減につながると捉えられているようだ。

2. で述べた通り、中間試案から読み取れる一体開示と一本化の違いは会社法の会計監査の有無である。アンケートでは、会計監査の一元化についてはコミュニケーションの効率化などによる負担軽減を期待する声がある一方で、「会社法監査と金商法監査は不可分な領域が大半」

という趣旨の回答もあった。一本化に伴う効果としては、制度上の取り扱いがシンプルになる面が大きいものと考えられる。

図表4 一体開示、一本化による開示業務の負担の軽減



(注) スケジュールに由来する負担については考慮していない。

(出所) 法制審議会会社法制（株式・株主総会等関係）部会第9回会議（2025年12月24日開催）の参考資料22「経団連 事業報告等と有価証券報告書の一体開示及び一本化に関する調査 結果概要」（日本経済団体連合会、2025年12月17日）より大和総研作成

一本化が有用であるかを考える上で重要な点は、そもそも電子提供措置開始日まで、つまり株主総会の3週間以上前に有価証券報告書を開示することができるかということである³。3週間前の総会前開示ができなければ一本化の制度を利用することはできない。現状、一体開示が行われていないのは、このスケジュールが厳しいという理由が大きいだろう。

先述の経団連のアンケートでも、一体開示・一本化の場合のスケジュールに関する自由記述形式での質問に対して、「制度上・文書上の重複がなくなったとしても、現状の株主総会の日程のまま株主総会の3週間前に開示することは実務上非常に困難である、今の体制では不可能である」という回答が多数であった。会計監査の一元化だけでは、株主総会の3週間前まで有価証券報告書提出日を前倒しするには不十分ということだろう。

3週間前の総会前開示を実現するためには、有価証券報告書の提出日を前倒しするだけでなく、株主総会の日を後ろ倒しすることもできる。総会日の後ろ倒しには役員を選任スケジュールに影響がある等の課題が指摘されているが、実際に後ろ倒しを行った企業も少数であるが見られる。こうした企業であれば、一本化を行い、そのメリットを得ることも可能であると考えられる。

³ 日本公認会計士協会「[開示・監査一本化に関する会員向けアンケート調査結果](#)」（2026年4月2日）では、有報の総会前開示（株主総会の3週間以上前）の実施時期について、82社が当年度に実施予定と回答している。

中間試案で現状提示されている一本化について、企業負担が大幅に軽減し 3 週間前の総会前開示が可能になるというよりは、総会の後ろ倒し等によって 3 週間前の総会前開示を実現した企業が一本化に伴う業務負担の軽減を図ることができるという、総会前開示へのインセンティブとして働く部分が大きいに思われる。

一本化が総会前開示の更なる促進につながるかは、今後の審議・検討にも左右される。先述の通り、一体開示と一本化の間で記載事項は変わらない。企業の開示に係る負担の軽減のためには、開示項目の調整や削減が必要であるという指摘も見られる。中間試案とともに公表された「会社法制（株式・株主総会等関係）の見直しに関する中間試案の補足説明」（以下、補足説明）では、「事業報告等の開示事項の見直しについては、引き続き検討する必要がある」とある。補足説明ではそのほか、一本化後の書類の様式や、有価証券報告書における事業報告等の記載事項であるかどうかの区別についても検討が必要とされている。

また、事業報告等に関する開示負担だけではなく、別途、有価証券報告書の開示負担についても検討が行われると考えられる。「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2025 年 12 月 26 日）では、有価証券報告書の記載事項の整理について 2026 年春以降に審議を行う予定であるとされている⁴。

こうした記載事項の整理の結果によっては、一本化を選択する企業が複数出てくる可能性も考えられる。2026 年 4 月 10 日に公表された、東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード ～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の改訂案⁵では、コンプライ・オア・エクスプレイン（遵守するか、しない場合は説明が必要となる）の対象となる原則 1-2 で総会前開示を求めている。また、コンプライ・オア・エクスプレインの対象ではない解釈指針には 3 週間以上前の総会前開示が最も望ましいとある。更なる総会前開示の進展が求められる中、一本化やこれに関連する記載事項の整理が開示負担の軽減にどのように働くのか、今後の動向が注目される。

⁴ 「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」について、詳しくは拙稿「[ディスクロージャーワーキング・グループ報告の公表](#)」（2026 年 1 月 8 日、大和総研レポート）を参照。

⁵ 金融庁「[コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について](#)」（2026 年 4 月 10 日）、東京証券取引所「[コーポレートガバナンス・コード改訂案の公表について](#)」（2026 年 4 月 10 日）。